

18 外部監査公表第 4 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 18 年 5 月 10 日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に添えて提出された意見に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 9 月 7 日

福岡市監査委員	高	田	保	男
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

1 監査報告と措置の件数

(1) 17 外部監査公表第 1 号 (平成 17 年 4 月 28 日付 福岡市公報第 5255 号 (別冊) 公表)
分

テーマ 3 総務企画局情報化推進室に係る財務事務の執行について ... 1 件

2 講じた措置の内容 以下のとおり

第1 17外部監査公表第1号(福岡市公報平成17年4月28日第5255号(別冊)公表分)
 包括外部監査の結果報告書に添えて提出された意見に関する措置報告
 (テーマ3)

監査の結果	措置の状況
<p>平成13年度まで、運用後審査は、システム化による効果について、定量効果、定性効果及び費用対効果分析が記載された評価書をもとに市内部の委員により審査していたが、内部審査であり有効な審議がなされなかったため、平成14年度以降実施されなくなった。</p> <p>しかし、運用後審査は、行政評価の機能を有しており、運用の仕方によっては今後のシステム化事業に有効な情報を提供できる。有効な審議がなされない原因について、評価者、評価項目、評価方法、評価実施時期等を再検討し、運用後審査の有効活用を図るべきである。</p>	<p>運用後審査における有効な審議の実現など、情報化委員会の機能の向上及び活性化を図るため、本委員会及び検討会の構成を見直し、公平・客観的な立場で専門的・技術的観点からの助言、支援を行える職員以外の者を委員に任命した。</p> <p>また、平成17年度の運用後審査については、原課において運用後の評価書策定を行っており、策定後に情報化委員会検討会及び委員会を開催し審査を行うこととしている。</p>